

資料収集方針

平成18年1月11日制定

平成26年4月1日一部修正

第1 目的

この資料収集方針は、五所川原市立図書館の資料収集に関して必要な方針および選定基準を定めることを目的とする。

第2 基本方針

- 1 公立図書館は、法に定められた市民の「知る自由」を保障するため、市民が必要とする知的要求に応える多様な資料を豊富に備えるものとする。
- 2 図書館法に基づき、市民の「教養、調査研究、楽しみ等」のための資料を、幅広く集めるものとする。
- 3 市民の資料要求と関心および地域社会の実情を反映させ、計画的に集めるものとする。

第3 収集資料の種類

収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物（雑誌類）
- (3) 郷土資料（主として五所川原市および青森県に関する資料）
- (4) 太宰治資料
- (5) その他（上記の形態以外の資料）

第4 選定基準

資料選定にあたっては、次の点に注意する。

- (1) 各分野における基本的資料を広く収集する。
- (2) 社会的評価の高いもの、広く関心をよんでいるもの、将来的な資料として価値が高く、保存を必要とするものは積極的に収集する。
- (3) 公序良俗に反するもの、個人のプライバシーを侵すもの、青少年に有害なもの、学習参考書、試験問題集等は収集しない。
- (4) 郷土資料のうち、五所川原市に関する資料は形式にとらわれずにもれなく収集する。
- (5) 大活字本は、積極的に収集する。
- (6) 漫画は、社会的評価と児童への影響などを慎重に検討した上で収集する。
- (7) 対立する意見のある問題事象については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (8) 著者の思想、宗教、党派等の立場にとらわれてその資料を排除することなく、公平で幅広い視野を持って収集する。
- (9) 個人的な関心や好みによる資料の選択を行わない。

第5 資料選択の方法等

- (1) 資料選択は、図書館職員全員が行う。
- (2) 収集する資料の選定は、毎週木曜日に「資料選定会議」を行い、図書館長が決定する。

第6 その他

上記以外の事由に関しては、協議の上決定するものとする。